

## 学校経営のポイント

### “こどもの日”と児童の最善の利益配慮

若井 彌一

新年度が始まって、ようやく軌道に乗り始めたころであるが、まもなく大型連休がやってくる。この連休で、子どもたちが年度始めの状態に戻ってしまうことも心配されるが、心配しようとしまいと大型連休はやってくる。この大型連休のなかに“こどもの日”(5月5日)が入っている。

#### “こどもの日”の意味を問いかける

休みが続くと怠け癖がついてしまうとか、その他マイナスのことを心配して、連休用の宿題をたくさん用意して子どもたちの気を引き締めるといふのもひとつのやり方ではあるのだが、この際、子どもたちに“こどもの日”を静かに考えさせる問いかけを試してみよう。

“こどもの日”は、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日、法律第178号)第2条で、次のように規定されている祝日である。

こどもの日 5月5日

こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

こどもの日を、この規定の趣旨をふまえて、それぞれの家庭で充実した1日にしていただくように、学校としては保護者に呼びかけを試みたい。

この条文では、「母に感謝する」と限定した表現をしている。しかし、考えてみれば、母にだけ限定して感謝するというのは、民法の親権の共同行使の原則に照らして合理的ではない。

参考までに民法の関連規定を掲げておく。

民法第818条 成年に達しない子は、父母の親権

に服する。

子が養子であるときは、養親の親権に服する。

親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。但し、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が、これを行う。

子どもに「感謝の念」をもつことを迫るようなやり方ではなく、子どもが「幸福」を感じるような工夫が必要であろう。感謝の念は押しつけでは育たない。

#### “児童の最善の利益”配慮を自覚する

こどもの日は、子どもにだけ考えさせるのではなく、親もそのあり方を考えてみる日にしたい。教育基本法は「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって」云々と規定している(第10条第1項)。

父母の子に対する教育の第一義的責任は、国内法だけでなく、児童の権利に関する条約第18条1でも「締約国は、児童の養育および発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする」と確認されているところである。

こどもの日を、親のあり方を考えるうえでも意義のあるものにできるように、各学校でも保護者に働きかけてみてはどうだろうか。

(わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長)

●最新刊! ●4月から実施の「指導改善研修」、免許更新制の導入等へ万全の対応を! 教育開発研究所

『**教員の養成・免許・採用・研修**』若井彌一編著・A5判 370頁 定価 3570円

■好評発売中!

高階玲治【編】B5判 242頁・定価 2,520円

『**ポイント解説 中教審「学習指導要領の改善」答申**』

『**やさしい教育法規の読み方**』新訂4版 菱村幸彦【著】B6判 400頁 定価 3,150円